

「ルーター利用割引特約」提供条件書

※本特約は 2021 年 9 月 30 日をもって受付を終了しました。なお、2021 年 9 月 30 日以前に本特約の適用条件を満たしている場合、2021 年 10 月 1 日以降も本特約を適用します。

1. 概要

「ルーター利用割引特約」は、2018 年 2 月 1 日以降にホームプラス電話に新規契約いただいたお客様について、ルーター利用割引の割引額を税抜額 830 円(税込額 913 円)とする特約です。

(1) 受付期間

2018 年 2 月 1 日(木) ～ 2021 年 9 月 30 日(木)

(2) 適用条件

ホームプラス電話に新規にお申込みいただくこと。

(3) 内容

ルーター利用割引の内容
基本利用料から税抜額 830 円(税込額 913 円)/月 割引

3. 重要事項

(1) 適用・廃止について

- 基本利用料が日割の場合は、割引額も日割します。

(2) その他のご注意事項

- 「ルーター利用割引」とは、ホームプラス電話とセットで所定の Wi-Fi ルーターをご契約いただいたお客様を対象に、ホームプラス電話の基本利用料を割引くサービスです。
- その他、「ルーター利用割引」のお申込み方法、適用条件等については、当社のホームページにてご確認ください。
- 当社が実施する他のサービス・キャンペーンとは併用できない場合があります。
- 別途、基本利用料、通話料、オプション料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料等がかかります。
- 別途契約にかかる費用は店頭にてご確認ください。
- 本提供条件書および契約約款等(ホームプラス電話サービス契約約款その他 KDDI の各契約約款および各規約をいいます。以下同じとします。)の規定により支払いを要する額は、本提供条件書および契約約款等に記載の税込額(税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。)に基づき計算した額と異なる場合があります。

■提供条件書について

- ・当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提

供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。

- ・電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知および説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。
- ・本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等の規定を適用します。契約約款等の詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。

■作成日:2018年2月1日

■最終更新日:2021年10月1日